

令和８年度分碧南市燃やすことのできるごみの袋広告募集要項

(趣旨)

第１条 碧南市燃やすことのできるごみの袋広告募集要項（以下「募集要項」という。）は、碧南市広告掲載実施規程（平成２１年碧南市訓令１２号。以下「規程」という。）に基づき、碧南市燃やすことのできるごみの袋（以下「市指定袋」という。）に掲載する広告について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第２条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しないものとする。

- (１) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和２３年法律第１２２号)第２条に規定する営業又はこれに類する業種
- (２) 貸金業法(昭和５８年法律第３２号)第２条第１項に規定する業種又はこれに類する業種
- (３) 地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４第２項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている事業者
- (４) 税を滞納している事業者
- (５) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第６号に規定するものをいう。)又は暴力団の構成員が関与している事業者
- (６) その他市長が適当でないと認める業種又は事業者

２ 次に掲げる内容の広告は、掲載しないものとする。

- (１) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (２) 公の秩序若しくは善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるもの
- (３) 人権侵害となるもの
- (４) 政治性又は宗教性のあるもの
- (５) 個人の主義又は主張に関するもの
- (６) 国又は地方公共団体が広告掲載に係る企業、製品、商品若しくはサービスを推奨していると誤解を招くおそれがあるもの
- (７) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (８) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) 射幸心をあおるもの

(10) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載位置及び掲載数)

第3条 広告の掲載位置及び掲載数は、市が指定するものとする。

(広告の掲載規格)

第4条 掲載する広告の規格（1 枠）は、次のとおりとする。

(1) サイズ 縦 1 0 0 mm 横 1 5 0 mm

(2) デザイン 市のイメージを損なわないもの。

(3) 色 市が指定する単色。

(広告の掲載期間等)

第5条 広告を掲載する期間は、原則として1年間とする。ただし、市指定袋がなくなった場合は、その時点で広告期間は終了するものとする。

(市指定袋の作成枚数)

第6条 市指定袋の作成枚数は、年間3, 2 0 0, 0 0 0枚を予定とする。

(広告料)

第7条 広告料は、1 枠当たり年額5 0, 0 0 0円（税込み）とする。

(広告の募集方法)

第8条 市長は、広告の募集を市広報等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 市指定袋への広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、碧南市燃やすことのできるごみの袋広告掲載申込書に、次の各号に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 広告原稿（案）

(2) 会社案内等（事業内容及び活動内容等で会社の概要が分かるもの）

(3) 住所を有する市町村の市町村税（法人又は個人）の納税証明書

(広告掲載の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、規程第7条第1項に定める碧南市広告審査会の審査を経た上で広告掲載の可否を決定し、碧南市燃やすことのできるごみの袋広告掲載決定通知書により、申込者に通知するものとする。この場合において、申込者が当該広告の掲載数を超えたときは、次に掲げる順位により広告掲載者を決

定するものとする。

(1) 第1順位

令和7年度に広告掲載した事業者等

(2) 第2順位

市内に本社又は本店を有する事業者等

(3) 第3順位

市内に支店、営業所等を有する事業者等

2 前項の規定によっても広告掲載者が広告の掲載数を超えるときは、抽選より決定する。

(広告原稿の提出)

第11条 広告掲載者は、碧南市燃やすことのできるごみの袋広告掲載承諾書と併せて、
広告原稿を市長が指定する期日までに市長に提出するものとする。

(広告内容等の変更)

第12条 広告内容及びデザインについては、掲載期間中の変更は認めない。

附 則

この募集要項は、令和7年6月26日から施行する。